

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 小規模特養ホーム西之川原の郷重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」(令和3年高槻市条例第42号)及び「高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例」(令和3年高槻市条例第41号)の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 苦情の受付について.....	11
7. 秘密保持と個人情報の保護(使用同意書など).....	11
8. 事故発生時の対応.....	11
9. 非常災害時の対応.....	11
10. 緊急連絡時の対処方法.....	11
11. 苦情処理の体制及び手順.....	13
12. 身体拘束の禁止.....	13
13. 高齢者の虐待防止に対する措置.....	13
14. 施設を退居していただく場合(契約の終了について).....	13
15. 円滑な退居のための援助.....	15
16. 代理人、身元引受人.....	15
17. 損害賠償について.....	15
重要事項説明書付属文書.....	18

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 春樹会
- (2) 法人所在地 大阪府高槻市郡家本町13番18号
- (3) 電話番号 072-681-2020
- (4) 代表者氏名 理事長 内海 健雄
- (5) 設立年月 平成19年3月31日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
平成30年4月1日指定 高槻市第2790900589号
- (2) 施設の目的 社会福祉法人春樹会が設置運営する小規模特養ホーム今城の杜(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- (3) 施設の名称 小規模特養ホーム西之川原の郷
- (4) 施設の所在地 大阪府高槻市西之川原1丁目17番1号
- (5) 電話番号 072-698-1020 (FAX:072-698-1021)
- (6) 施設長氏名 上野優美
- (7) 当施設の運営方針 施設は、介護保険法、老人福祉法、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」(令和3年高槻市条例第42号)及び「高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例」(令和3年高槻市条例第41号)に定める内容を遵守し、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成30年4月1日
- (9) 入居定員 29人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋です。ユニット、居室の設定につきましては、ご入居者の心身状況や、居室の空き状況により、施設で設定します。ご契約者、ご入居者のご希望に添えない場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	29室	ユニット数:3ユニット(1ユニット10室、又は9室) 居室の設備:介護用ベッド・洗面台・ナースコール・カーテン
共同生活室	3室	各ユニットに1室設置
浴室(個浴)	3室	各ユニットに1室設置
浴室(特浴室)	1室	1階に1室設置
共同トイレ	9室	各ユニットに3室設置
静養室	1室	1階に設置

※上記は、高槻市が定める条例により、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更:ご契約者から居室またはユニットの変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室またはユニットを変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項:プライバシーを確保し快適な空間を提供します。

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	人数
施設長(管理者)(常勤)	1
介護職員(常勤換算)	9以上
生活相談員(常勤)	1
看護職員(常勤換算)	1
栄養士(管理栄養士)(常勤)	1
機能訓練指導員(常勤換算)	1
計画作成担当者(介護支援専門員)	1
事務員	2
医師	必要数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1、施設長(管理者)	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 1名
2、介護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 10名 夜間:17:00~翌9:00 2名
3、生活相談員	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 1名
4、看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 1名
5、栄養士(管理栄養士)	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 1名
6、機能訓練指導員	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 1名
7、計画作成担当者 (介護支援専門員)	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 1名
8、事務員	標準的な時間帯における配置人員 日中:9:00~18:00 2名
9、医師	必要数

☆土日は上記と異なります。実施時間は変更する場合があります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1)介護保険の給付の対象となる基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費などを除き、通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

・入浴又は清拭を週2回行います。

ご入居者の身体状況によってはその日の入浴を中止する場合があります。

②排泄

・排泄の自立を促すためご入居者の個々の身体状況に応じた排泄方法にて援助を行います。

③食事

・朝食(8:00～10:00) 昼食(12:00～14:00) おやつ(15:00～) 夕食(18:00～20:00)

ご入居者の自立支援のため離床して、各ユニット食堂にてみなさん御一緒にお食事していただく事を原則としていますが、その時の身体状況により、居室にてお召し上がりいただく場合もあります。各食事開始時間の2時間までは、取り置き出来ますが、時間を過ぎますと食品衛生上、廃棄処分となります。予めご了承ください。

④生活相談

・日常生活に関することについて相談できます。

⑤健康管理

・医師や看護師が健康管理を行います。

(必要に応じて病院等への外来受診への紹介をします。)

⑥機能訓練

・機能訓練指導員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を維持し、又はその減退を防止する様努めます。

その場合、請求時に説明書を同封させていただきます。

⑦その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

・シーツの交換は週1回、寝具の交換は、年に1回3月に実施します。

<サービスの利用料金(1日あたり)>

下記料金表によって、ご入居者の介護度に応じたサービス利用料金をお支払いください。

※料金表は介護保険の1割(自己負担)又は2割(自己負担)、3割(自己負担)の1日あたりの金額となります。

(1単位10.54)

ご入居者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 地域密着型介護福祉施設サービス費 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、日常生活におけるサービスの提供) 1割負担(上段)、2割負担(中段)、3割負担(下段)	719円 1438円 2,157円	794円 1,588円 2,381円	873円 1,745円 2,618円	950円 1,899円 2,849円	1,023円 2,047円 3,070円
②初期加算 (※入居日から30日間加算されます。)	32円・64円・95円				
③外泊時費用 (入居者が病院・診療所への入院または外泊をした場合1月に6日を限度(月をまたがる場合は12日)に算定)	260円・519円・778円				
④看護体制加算(Ⅰ)	13円・26円・38円				
⑤退所時情報提供加算	264円・527円・791円				
⑥介護職員等処遇改善加算	基本報酬とそれぞれの加算(⑥⑦を除く)を足した 総単位数×13.6%×10.54の1割又は2割又は3割				

※上記料金表は保険単位数1単位当たりの単価が10.54円となっているため、切り上げ、切り捨ての関係により、若干前後することがあります。また、介護保険サービスは非課税となっております。

- ・初期加算 (30単位/日)入居した当初には施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入居日から30日間を限度に算定されます。なお、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入居された場合も同じです。
- ・外泊時費用 (246単位/日)入居者が病院・診療所への入院または外泊をした場合1月に6日を限度(月をまたがる場合は12日)に算定されます。
- ・看護体制加算 I常勤の看護師を1名以上配置しています。
- ・退所時情報提供加算ご入居者が医療機関へ退所する際に、生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価する加算です。
- ・介護職員等処遇改善加算厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善などを実施しているものとして、市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が、ご入居者に対し、地域密着型介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます。

※上記に記載している加算は、他にもある加算の中から一部抜粋し記載しております。
 今後体制が整い次第、その他の加算につきましては追加されます。

(2)(1) <介護保険の給付の対象となる基準介護サービス>以外のサービス

以下のサービスは利用料金の全額がご入居者の負担となります。

①②においては、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、記載されている負担限度額とします。

<サービスの概要と利用料金(1日あたり)>

① 居住費(1日あたり) 月途中の入退所の場合は日割りになります。 施設の利用代と水光熱費相当分です。	2,300円
② 食事代(1日あたり) ご入居者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。	1,600円

※外泊時においても、ご入居者は所定の居住費を当施設に支払うものとします。

外出・外泊時の欠食の食事代は下記指定時間までにお申し出があった時のみ減額ができます。

(指定時間までにご連絡がない急な欠食の減額はできませんのでご了承ください。急な入院等における入居者不在のお食事代につきましては、介護保険負担限度額認定証は適用されませんので、当施設の標準単価となります。)

(昼食・おやつはセットになります。片方だけの欠食はできませんのでご了承ください。)

朝食 (1食380円) → 3日前の17:30まで

昼食・おやつ (1食560円) → 2日前の10:00まで

夕食 (1食660円) → 2日前の15:00まで

③特別食材費(行事食)

敬老会、クリスマス、お正月などは、通常より豪華なお食事となり、特別食材費として請求させていただきます。

④居室にお持ち込みされる電化製品の電気代

テレビ 1日あたり 10円(税込)

冷蔵庫 1日あたり 35円(税込)

※他の電化製品の持ち込みに関しては、使用電力の制限もありますのでご相談ください。

※火災等の恐れのある製品(発熱性のある物<ポット等>、暖房器具<電気毛布・あんか等>)に関しては持ち込みできません。

⑤理美容代

訪問理美容があります。代金はメニューにより異なります。

⑥日常生活上必要となる諸費用 実費

日常生活品の購入代金等ご入居者の日常生活に要する費用でご入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

オムツ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑦レクリエーション・クラブ活動

ご入居者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
 利用料金：材料代等実費をいただきます。

⑧契約終了

退所届にご記入・ご捺印いただきます。又、ご入居者が契約終了後、すみやかに(5日以内)居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日6日後から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金については、本来自己負担すべき2倍相当額を負担していただくこととなります。

⑨病院への受診・付き添い

病院への受診の付き添いは原則ご家族様の対応となります。

1 食費・居住費の費用

(1)介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,600円/日 (朝食380円、昼食・おやつ560円、夕食660円)	
居住に要する費用	ユニット型個室 2,300 円/日	

(2)介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日	
	第2段階認定者 390円/日	
	第3段階認定者① 650円/日	
	第3段階認定者② 1360円/日	
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 880円/日	
	第2段階認定者 ユニット型個室 880円/日	
	第3段階認定者①② ユニット型個室 1,370円/日	

2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
個人持ち込み電気代	テレビ:10円/日(税込) 冷蔵庫:35円/日(税込)	
特別な食材費(行事食)	実費	
レクレーション材料費	実費	
理美容費	実費	

お支払い方法

①毎月、月末締め、翌月10日付け請求書発送、27日口座振替(自動引落し)

※振替日が土日祝日の場合は、翌営業日振替させていただきます。

・通帳に記載される名称は フク)シュンジュカイです。

・領収書は次月の請求書に同封させていただきます。

・新入居時、口座振替の手続きに時間を要する場合がございます。

手続きが完了するまでは、下記の指定銀行口座にお振込みをお願いいたします。

・残高不足などにより引落しが出来なかった場合、下記の指定銀行口座にお振込みをお願いいたします。

【口座振替出来なかった場合の振込先口座】

三井住友銀行 高槻支店 普通預金 No.3026184

社会福祉法人春樹会 小規模特養ホーム西之川原の郷

※入居者(ご本人)様のお名前にてお振込みください。

※振込手数料は入居者様の御負担となりますので御了承下さい。

②利用料等の変更

施設は、利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う日の3ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(3)介護の場所

ご入居者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、入居者に対して、その居室において、サービスを提供します。

その必要性の判断は、入居者の意思を確認し、入居者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

(4)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 愛仁会 高槻病院
所在地	大阪府高槻市古曽部町1丁目3番13号
TEL	072-681-3831
診療科目	内科・神経内科・循環器内科・消化器内科・小児科・外科・放射線科・麻酔科・整形外科・肛門外科・リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 仁寿会 仁寿会歯科クリニック
所在地	大阪府高槻市大畑町22-4 ドロメンス・カセ3番館2F
TEL	072-696-2118

6. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) 介護支援専門員 竹岡 悦代

○苦情受付責任者 施設長 上野 優美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高槻市役所 健康福祉部 長寿介護課	所在地 大阪府高槻市桃園町2番1号 本館1階 電話番号 072-674-7166 (平日8:45～17:15)
高槻市役所 健康福祉部 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2番1号 総合センター14階 電話番号 072-674-7821 (平日8:45～17:15)
大阪府国民健康保険団体 連合会	所在地 大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNBビル内 電話番号 06-6949-5418 (平日9:00～19:00)
大阪府社会福祉協議会 運営適正委員会	所在地 大阪府大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 (日・祝以外10:00～16:00)
大阪府庁福祉部高齢介護 室介護事業者課	所在地 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1 電話番号 06-6910-8346 (平日9:00～18:00)

7. 秘密保持と個人情報の保護(使用同意など)

施設及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、この秘密を保持する義務は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報をいりません。

8. 事故発生時の対応

施設が利用者に対して行うサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、施設が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 非常災害時の対応

当施設は、非常災害時に備えて年2回(春・秋)に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を実施します。また、消防法に準拠して、非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時関係機関への通報及び、連携体制を整備し、それらを定期的に職員に通知します。

10. 緊急時の対処方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。緊急時は家族様で至急、施設・病院等へ駆けつけていただく必要がございます。

家族①	フリガナ 名前		続柄	
	住所			
	電話番号			
	携帯番号			
家族②	フリガナ 名前		続柄	
	住所			
	電話番号			
	携帯番号			
家族③	フリガナ 名前		続柄	
	住所			
	電話番号			
	携帯番号			
医療機関 ①	医療機関名			
	診察券番号			
	かかっている診療科目			
	医師名			
	住所			
	電話番号			
医療機関 ②	医療機関名			
	診察券番号			
	かかっている診療科目			
	医師名			
	住所			
	電話番号			

11. 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

12. 身体拘束の禁止

従業者は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。(やむを得ず身体拘束を行った場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。)

13 高齢者の虐待防止に対する措置

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 上記措置を適切に実施するために担当者を置く。

14 施設を退居していただく場合(契約の終了について)

施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

したがって以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了し、ご入居者に退所していただくこととなります。また、退所後の家具等の荷物は全て、家族様にてお引き取りいただき、廃棄処分の場合は家族様にて業者手配していただくようお願いいたします。

- ① 要介護認定により、ご入居者の心身状況から要支援又は非該当(自立)と判定された場合
- ② ご入居者が死亡した場合
- ③ 法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定①を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご入居者から退所の申し出があった場合 (詳細以下参照)
- ⑦ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細以下参照)
- ⑧ 常時医療行為が必要となった場合

※医療行為とは医師及び医師の指示を受けた看護師・助産師等の医療従事者の行うことが認められている治療や処置等のこと。医学的な技術・判断がなければ人体に危害を及ぼす危険がある行為の総称。

【例】

- ・経管栄養(経鼻栄養・胃瘻栄養) ・酸素吸入(在宅酸素も含む)
- ・点滴(高カロリー輸液) ・吸引
- ・人口肛門(ストマ) ・インシュリン注射(自己注射含む)
- ・褥瘡 (要相談・表皮剥離程度でポケット形成がなく、食事摂取が十分にできる状態だと問題ない)
- ・バルン留置(バルントラブル、又はバルン入れ替え時は受診となる)

※その他、処置等ある場合は要相談。

～ご入居者から退居の申し出(途中解約・契約解除)～

契約の有効期間内であっても、ご入居者から、当施設からの退居を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに退居届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②入居者が入院され、長期に渡り施設に戻れないとご家族様が判断した場合
- ③事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める地域密着型介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または、過失により、ご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけたもしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

～事業者からの申し出により退居していただく場合～

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただきます。

- ①ご入居者が、契約締結時にその心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②入居者又は、ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ご入居者が故意または、重大な過失により事業者または、サービス従事者もしくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご入居者が連続3ヶ月以上の病院または、診療所に入院すると見込まれる場合・もしくは入院した場合(詳細以下参照)
- ⑤ご入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

～ご入居者が病院等に入院された場合の対応について～

①施設に入居中に、医療機関へ入院された場合は、原則として、解約扱いとなりますが、3ヶ月以内の入院につきましては、一旦、保留扱いにできます。その場合1日あたりの居住費が発生します。ただし、介護保険が適応されませんので、1日あたりの居住費は負担限度額認定証をお持ちの方でも施設の設定基準額(2,300円)となります。3ヶ月以内の入院の場合、退院の目途がつかましたら、施設より入院先の医療機関へ診療

情報や看護サマリーなどの提出を依頼し、病院からの情報が届き次第退院後の施設受け入れ可否の判定会議を開き、受け入れが可能な場合は退院日の相談をさせていただきます

① 3ヶ月以内の退院が見込めない場合には、解約扱いとなります。

退院ができる状態となり、もう一度施設を希望される場合は、はじめからの入居の手続き必要となります。

15. 円滑な退居のための援助

ご入居者が当施設を退所する場合には、ご入居者の希望により、事業者はご入居者に心身状況、置かれている環境等を勘察し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご入居者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービスまたは、福祉サービス提供者の紹介

16. 代理人及び身元引受人の選任について

入居者の方に対して円滑な施設サービスの提供を行うため契約書第25条及び第26条の規定に基づき代理人及び身元引受人を選任していただき、入居者の契約に定める権利の行使と業務の履行、その他必要なことについて決定する責務を負っていただきます。

17. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

18 その他運営に関する留意事項

施設は、全ての従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な地域密着型介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、地域密着型介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人春樹会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和 年 月 日

地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、利用者及び代理人・身元保証人に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模特養ホーム西之川原の郷

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、高槻市条例第56号第10条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨ALC造 地上3階建

(2) 建物の延べ床面積 1,993.71㎡

(3) 施設の周辺環境 まわりには田園風景が広がっており、騒音なし。日当たり良好。

(4) 併設施設

・グループホーム西之川原の郷(地域密着型認知症対応型共同生活介護)

大阪府高槻市西之川原1丁目17番1号

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 18名

高槻市 第2790900571号 平成30年4月1日指定

(5) 本体施設

・特別養護老人ホームぐんげ今城の丘(介護老人福祉施設)

大阪府高槻市郡家本町13番23号

ユニット型指定介護老人福祉施設 定員100名

高槻市 第2770903868号 平成24年3月1日指定

(6) 他の施設(事業)

・小規模特養ホームぐんげ今城の丘(地域密着型介護老人福祉施設)

大阪府高槻市郡家本町8番1号

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 定員29名

高槻市 第2790900407号 平成27年4月1日指定

・小規模特養ホームぐんげ今城の杜(地域密着型介護老人福祉施設)

大阪府高槻市郡家本町8番5号

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 定員29名

高槻市 第2790900720号 令和3年4月1日指定

・小規模特養ホームはむろの庄(地域密着型介護老人福祉施設)

大阪府高槻市土室町32-1

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 定員29名

高槻市 第2790900928号 令和6年8月1日指定

・ケアハウスぐんげ今城の丘(軽費老人ホーム)

大阪府高槻市郡家本町13番18号

指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護 40名

高槻市 第2770903074号 平成20年4月1日指定

- ・グループホーム今城の丘(地域密着型認知症対応型共同生活介護)
 - 大阪府高槻市郡家本町12番24号
 - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 9名
 - 高槻市 第2790900134号 平成21年10月1日指定

- ・小規模多機能ホーム今城の丘(地域密着型小規模多機能型居宅介護)
 - 大阪府高槻市郡家本町12番24号
 - 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 定員25名
 - 高槻市 第2790900142号 平成21年10月1日指定

- ・グループホーム今城の杜(地域密着型認知症対応型共同生活介護)
 - 大阪府高槻市郡家本町8番5号
 - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 18名
 - 高槻市 第2790900738号 令和3年4月1日指定

- ・グループホームはむろの庄(地域密着型認知症対応型共同生活介護)
 - 大阪府高槻市土室町32-1
 - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 18名
 - 高槻市 第2790900936号 令和6年8月1日指定

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

- 介護職員……………入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員……………入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員……………主にご入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。常勤換算1名の看護職員を配置しています。
- 管理栄養士……………ご入居者の状態に合わせた食事の提供及び、健康管理をします。
- 介護支援専門員…ご入居者に係る地域密着型施設サービス計画を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配属しています。
- 医師……………ご入居者に対して健康管理及び、療養上の指導を行います。必要数の医師を配置しています。
- 機能訓練指導員…日常生活を営むのに必要な機能の維持、又はその減退を防止するための訓練を行っています。1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

入居者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「地域密着型施設サービス計画」に定めます。

「地域密着型施設サービス計画」の作成及びその変更は次の通り行います。

- ① 入居前面接にて施設ケアマネージャーがアセスメントを実施し、地域密着型施設サービス計画の原案に必要な調査等を担当する。

↓

- ② 入居当日、施設ケアマネージャーは地域密着型施設サービス計画の原案(暫定プラン)を作成し、内容について、ご入居者及びそのご家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。暫定プランについては、入居後1ヶ月後に見直します。

※栄養ケア計画については、入居後すみやかにプランを作成し、ご確認いただきます。

※機能訓練計画については、入居後プランを作成しご確認いただきます。

↓

- ③ その後の地域密着型施設サービス計画の見直しについては、6か月ごとに行います。

また、ご入居者の身体状況等の変化がある等を理由として、ご入居者又は家族様から見直しの要請があった場合は、ご入居者及びその家族様と協議して地域密着型施設サービス計画を変更することがあります。

↓

- ③ 地域密着型施設サービス計画が変更された場合には、ご入居者及びその家族様等に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務

当施設では、入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります

- ① 入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、入居者から聴取、確認します。
- ③ 入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ 入居者に提供したサービスについて記録を作成し、年間保管する。
- ⑤ サービス提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ 前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかった改善方法を検討する。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た入居者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の心身等の情報を提供いたします。

- ⑧ その担当者は地域密着型施設サービス計画の原案について、入居者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ⑨ 地域密着型施設サービス計画は、6か月に1回(※要介護認定有効期間)、もしくは入居者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、入居者及びその家族等と協議して、地域密着型施設サービス計画を変更いたします。
- ⑩ 地域密着型施設サービス計画が変更された場合には、入居者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- ⑪ 当施設の介護支援専門員等に地域密着型施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている入居者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

① 面会時間

9:00～18:00

18:00には全ての出入り口を施錠しますので、ご面会の方は速やかにお引き取りください。

来所者の方は、必ず1階事務所にて来所者名簿に記入し、面会をお願いします。

また、風邪等体調不良の方は、面会をご遠慮下さい。また、生もの食品や、医薬品の持ち込みはご遠慮下さい。感染症対策にご協力ください。

入居者が混乱する事があるので、共同生活室での面会をご遠慮下さい。各居室をお願いします。

② 持ち込みの制限

入居にあたり、持ち込むことができないものがあります。

また、下記以外のものであっても、入居者様の心身の状態から判断し、ご家族様と相談の上、持ち込みを制限させていただく場合があります。

- ・ペット類【犬・猫・小鳥・ハムスター・金魚等の動物】
- ・生花、土のついた鉢植え等の植物(造花は可能)
- ・刃物【ハサミ・カッターナイフ・果物ナイフ・包丁・T字カミソリ・押しピン・安全ピン・爪切り・針等】
- ・危険物、火気【たばこ・ライター・マッチ・ろうそく・お線香・蚊取り線香等】
- ・発熱性の電化製品【アイロン・電気ストーブ・電気毛布等】
- ・生もの、本人様で食べきれない食べ物等
- ・お酒【ビール・発泡酒・ワイン・焼酎などのアルコール類全般】
- ・香水、臭いのきつい物
- ・必要以上の家具等の持ち込み(車椅子等介助スペースが確保できずに介助の際に支障が出たり、緊急時の救急対応に支障が出るおそれがある為。)
- ・防火・防災の表示のない布製の物(寝具・のれん・カーペット等)

当施設にて、使用しているカーテンや、寝具等は消防署の指導によりすべて防火・防災表示のものを使用しています。

・貴重品【宝石・貴金属・高額な現金等】

盗難、紛失に関しては当施設では一切責任を負いません。

・電動車イス

③ 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前に所定の用紙(外出・外泊届)にご記入いただき、お申し出ください。その際にお食事の不要な場合もお申し出ください。また、外出・外泊があまりに多い場合は施設入居の必要性の判断基準になりますのでご注意ください。

規定の時間までにお申し出いただきますと、食事に係る自己負担額は減免されます。(重要事項説明書p7 参照)

④ 施設使用上の注意

・居室及び共用施設敷地をその本来の用途に従って利用してください。

・故意に、またはわずかな注意を払えば、避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご入居者の自己負担により、現状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いいただく場合があります。また、居室の壁や施設の設備にガムテープやテープ・粘着性のフック類を使用されると、破損する場合があります。十分ご注意ください。クロスが破損された場合、ごくわずかの傷でも壁一面の張替になりますことをご了承ください。

・居室にて、押しピンや画びょう等を使用するのも安全上の為遠慮ください。

・ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理の上、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

・当法人の職員や、他入居者様等に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

・携帯電話をご使用の場合は、居室のみ可能となります。共同生活スペースでのご使用はご遠慮下さい。(ペースメーカーの方もいらっしゃいます。職員が業務上使用しております携帯電話は身体に影響のない医療用のPHSです。)

・ご入居者同士の食品のやりとりは、糖尿病等により食事制限の方もいらっしゃるので、全面的に禁止になります。

・退所におけるお部屋の明け渡しについては、待機の方もいらっしゃいますので、5日以内でお願いします。(重要事項説明書p8⑧参照)

・居室内の家具は、お持ち込み可能となります。

家具の状態(劣化の激しいもの等)や、入居者様の心身状況により支障が出ると判断した家具につきましては、ご家族様にてお持帰りいただく場合もあります。

・個人使用の消耗品以外の持ち込み品の処分はご家族にてお持帰りいただくか、ご家族にて業者手配していただきますようお願い申し上げます。

・ユニットに置いております冷蔵庫につきましてはご入居者と施設とで共同使用となります。管理は施設側でさせていただきます。ご使用希望のかたは施設職員へお知らせください。スペースの都合上お受けできないこともありますのでご了承ください。

- ・入居者さま・ご家族さま同士の金品のやりとりに関しましては、職員が介入いたしませんので入居者さま・ご家族さまにて対応をお願いいたします。
- ・すべての衣類に名前を記入してください。(上着・ズボン・靴下・下着・ラバーシーツ等)

6. 第三者評価実施について

第三者評価実施の有無	無
------------	---

施行日 令和7年 10月1日